

○文部科学省告示第六十九号

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第一項の規定に基づき、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

令和元年九月二十七日

文部科学大臣 萩生田 光一

糸杉	ブリュットIIファンの風車	秋の小道	若い農婦の頭部	馬車乗り場、ハーグ	永遠の入口にて	籠を持つ種まく農婦	指定をした海外の美術品等（以下「指定美術品等」という。）の名称
同右	同右	同右	同右	同右	同右	令和元年九月十日	指定をした日
同右	同右	同右	同右	同右	同右	令和元年十月一日から令和二年四月六日まで	指定の有効期間
同右	同右	同右	同右	同右	同右	株式会社産業経済新聞社 事業本部長 伊藤 富博 東京都台東区大手町一―七―二 上野の森美術館 館長 水野 政一 東京都台東区上野公園一―二 兵庫県立美術館 館長 蓑 豊 兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通一―一―一	指定美術品等を公開しようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
同右	同右	同右	同右	同右	同右	上野の森美術館 東京都台東区上野公園一―二 令和元年十月十一日から令和二年一月十三日 兵庫県立美術館 兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通一―一―一 令和二年一月二十五日から同年三月二十九日	指定美術品等を公開する予定の施設の名称及び所在地並びに指定美術品等を公開する予定の期間